

## 関市飼主不明猫避妊手術事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この告示は、飼主不明猫の避妊手術を行う者に対して関市飼主不明猫避妊手術事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、飼主不明猫の増加を抑制し、もって市民の快適な生活環境を保持することを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼主不明猫 市内に生息する飼主が不明な猫をいう。
- (2) 避妊手術 雄猫の精巣を摘出する手術又は雌猫の卵巣若しくは卵巣及び子宮を摘出する手術をいう。
- (3) 識別処置 飼主不明猫に避妊手術を実施した時にその片耳の先端にV字型の切込みを入れる処置をいう。
- (4) 避妊手術等 避妊手術及び識別処置をいう。
- (5) 診療施設 獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項に規定する診療施設で、飼主不明猫の避妊手術等を実施する施設のうち、市長が適当と認めるものをいう。

### (補助金の交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象事業は、飼主不明猫を診療施設へ持ち込み、避妊手術等を受けさせる事業（以下「補助事業」という。）とする。

### (補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、補助事業を行う者で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 市税、保育料、水道料金、下水道使用料その他市に納付すべき歳入金の滞納がないこと。

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、避妊手術に要する経費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、次に掲げる飼主不明猫の区分に応じ、当該各号に定める金額を限度とする。

（1） 雄猫 1匹につき4,000円

（2） 雌猫 1匹につき6,000円

（補助金の交付申請等）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業を実施する日の属する年度の4月1日から翌年1月31日までに、関市飼主不明猫避妊手術事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1） 補助事業に係る飼主不明猫の写真

（2） その他市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、申請者は、その住所を確認することができる書類を市長に提示しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付するかどうかを決定し、関市飼主不明猫避妊手術事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知する。

4 前項の規定により、補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止しようとするときは、関市飼主不明猫避妊手術事業補助金交付申請変更等承認申請書（別記様式第3号）に交付決定通知書の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、当該申請を承認するかどうかを決定し、関市飼主不明猫避妊手術事業補助金交付申請変更等承認（不承認）通知書（別記様式第4号）により交付決定者に通知する。

6 市長は、第3項の規定による補助金の交付決定及び前項の規定による申請内

容の変更の承認について条件を付けることができる。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から起算して30日を経過した日又は前条第3項の規定により補助金の交付決定を受けた日が属する年度の3月20日のいずれか早い日までに関市飼主不明猫避妊手術事業実績報告書(別記様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 避妊手術に係る領収書の原本(交付決定者をその宛先とするものに限る。)
- (2) 補助事業を実施した飼主不明猫の全体像を判別することができる写真
- (3) 補助事業を実施した飼主不明猫の識別処置部分を判別することができる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、関市飼主不明猫避妊手術事業補助金額確定通知書(別記様式第6号)により交付決定者に通知する。

(補助金の交付等)

第10条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後に、補助金を交付するものとする。

2 交付決定者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、関市飼主不明猫避妊手術事業補助金請求書(別記様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 交付決定者がこの告示の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定者が偽りその他不正の行為により補助金の交付決定を受けたことが明らかになったとき。

(3) その他市長が補助金の交付を適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるときは、関市飼主不明猫避妊手術事業補助金交付決定取消（返還）通知書（別記様式第8号）により交付決定者に通知する。

（委任）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和4年10月1日から施行する。

別記様式第1号（第7条関係）

（表）

年 月 日

関市長 様

住 所

氏 名

電 話 番 号

関市飼主不明猫避妊手術事業補助金交付申請書

関市飼主不明猫避妊手術事業補助金の交付を受けたいので、関市飼主不明猫避妊手術事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。なお、申請に際し、市の職員が、市税、保育料、水道料金、下水道使用料その他市に納付すべき歳入金の納付状況を調査することに同意します。

|             |    |     |     |  |
|-------------|----|-----|-----|--|
| 猫の主な生息地域    | 関市 |     | 付近  |  |
| 手術する猫       | 性別 | 雄・雌 | 種類  |  |
|             | 毛色 |     | その他 |  |
| 手術を予定する診療施設 |    |     |     |  |

添付書類

- (1) 補助事業に係る飼主不明猫の写真
- (2) その他市長が必要と認める書類

(裏)

誓約事項

- 1 飼主不明猫の捕獲
- 2 捕獲した猫が飼主不明猫であることの確認
- 3 診療施設への飼主不明猫の搬入及び引取り
- 4 診療施設に対する避妊手術及び識別処置（片耳へのV字型の切込み）の実施依頼
- 5 猫の捕獲、避妊手術等の実施により第三者に損害を与えた場合の賠償
- 6 前各号に掲げるもののほか、避妊手術等の実施について市長が必要と認める事項

上記の事項について責任を持って行うことを誓約します。また、上記の事項の実施を怠ったと市長が認める場合には、関市飼主不明猫避妊手術事業補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づく関市飼主不明猫避妊手術事業補助金の交付決定の取消し及び返還命令に従い、既に関市飼主不明猫避妊手術事業補助金の交付を受けているときは、当該関市飼主不明猫避妊手術事業補助金の全額を速やかに返還することを誓約します。

年 月 日 署名

市確認欄（以下は記入しないでください。）

|      |   |
|------|---|
| 確認書類 | <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> その他（ ） |
|------|---|

別記様式第2号（第7条関係）

関市指令 第 号

住所

氏名 様

関市飼主不明猫避妊手術事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった関市飼主不明猫避妊手術事業補助金の交付については、次のとおり決定しましたので、関市飼主不明猫避妊手術事業補助金交付要綱第7条第3項の規定により通知します。

年 月 日

関市長 印

|             |        |       |       |  |
|-------------|--------|-------|-------|--|
| 決 定 の 内 容   | 交付・不交付 |       |       |  |
| 補 助 金 の 額   | 円      |       |       |  |
| 猫の主な生息地域    | 関市     |       | 付近    |  |
| 手 術 す る 猫   | 性 別    | 雄 ・ 雌 | 種 類   |  |
|             | 毛 色    |       | そ の 他 |  |
| 不 交 付 の 理 由 |        |       |       |  |
| 備 考         |        |       |       |  |

注意事項

- (1) 補助事業が完了したときは、別に定める様式により報告してください。
- (2) 交付決定者がこの告示の規定に違反したとき、交付決定者が偽りその他不正の行為により補助金の交付決定を受けたことが明らかになったときその他市長が補助金の交付を適当でないと認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがあります。

別記様式第3号（第7条関係）

年 月 日

関市長 様

住 所

氏 名

電 話 番 号

関市飼主不明猫避妊手術事業補助金交付申請変更等承認申請書

年 月 日付け関市指令 第 号で交付決定を受けた関市飼主不明猫避妊手術事業補助金について、申請の内容を変更（補助事業を中止）したいので、関市飼主不明猫避妊手術事業補助金交付要綱第7条第4項の規定により、交付決定通知書の写しを添付して申請します。

記

1 申 請 区 分 変 更 ・ 中 止

2 変 更 の 内 容

3 変 更（中 止）の 理 由

備考 変更の場合は、その内容の分かる書類を添付してください。



別記様式第4号（第7条関係）

関市指令 第                    号

住所

氏名

様

関市飼主不明猫避妊手術事業補助金交付申請変更等承認（不承認）通知書

年    月    日付で申請のあった関市飼主不明猫避妊手術事業補助金の交付に係る申請の内容変更（補助事業の中止）については、申請のとおり変更（中止）することを承認しましたので（承認することができませんので）、関市飼主不明猫避妊手術事業補助金交付要綱第7条第5項の規定により通知します。

年    月    日

関市長

印

承認の条件・不承認の理由

（表）

年 月 日

関市長 様

住 所

氏 名

電 話 番 号

関市飼主不明猫避妊手術事業実績報告書

年 月 日付け関市指令 第 号で交付決定を受けた関市飼主不明猫避妊手術事業補助金に係る補助事業が完了したので、関市飼主不明猫避妊手術事業補助金交付要綱第8条の規定により、報告します。

記

1 実績報告

|          |       |     |     |  |
|----------|-------|-----|-----|--|
| 手術した猫    | 性別    | 雄・雌 | 種類  |  |
|          | 毛色    |     | その他 |  |
| 識別処置実施部位 | 右 ・ 左 |     |     |  |

（獣医師記入欄）

上記の猫に対し、年 月 日に避妊手術及び識別処置を実施したことを証明します。

年 月 日

診療施設名

診療施設所在地

獣医師氏名

(裏)

添付書類

- (1) 避妊手術に係る領収書の原本（交付決定者とその宛先とするものに限る。）
- (2) 補助事業を実施した飼主不明猫の全体像を判別することができる写真
- (3) 補助事業を実施した飼主不明猫の識別処置部分を判別することができる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

別記様式第6号（第9条関係）

関市指令 第                  号

住所

氏名

様

関市飼主不明猫避妊手術事業補助金額確定通知書

年    月    日付で提出のあった実績報告に基づき、関市飼主不明猫避妊手術事業補助金の額を確定しましたので、関市飼主不明猫避妊手術事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

年    月    日

関市長

印

確定額    金

円

年 月 日

関市長 様

住 所

氏 名

電 話 番 号

関市飼主不明猫避妊手術事業補助金請求書

年 月 日付け関市指令 第 号で交付決定を受けた関市飼主不明猫避妊手術事業補助金の交付を受けたいので、関市飼主不明猫避妊手術事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

|       |                      |      |  |                 |
|-------|----------------------|------|--|-----------------|
| 金融機関名 | 銀行<br>金庫<br>組合<br>農協 |      |  | 本店<br>支店<br>出張所 |
| 預貯金種別 | 普通・当座                | 口座番号 |  |                 |
| フリガナ  |                      |      |  |                 |
| 口座名義人 |                      |      |  |                 |

別記様式第8号（第11条関係）

関市指令 第 号

住所  
氏名 様

関市飼主不明猫避妊手術事業補助金交付決定取消（返還）通知書

次のとおり、 年 月 日付け関市指令 第 号に  
〔 よる関市飼主不明猫避妊手術事業補助金の交付の決定の全部（一部）を取り消した  
より交付した関市飼主不明猫避妊手術事業補助金の全部（一部）の返還を決定した 〕  
ので、関市飼主不明猫避妊手術事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

年 月 日

関市長 印

|           |   |      |       |
|-----------|---|------|-------|
| 取消し・返還の内容 |   |      |       |
| 取消し・返還の理由 |   |      |       |
| 返還額       | 円 | 返還期限 | 年 月 日 |